

# (仮称) 四日市市工場立地法市準則条例(案)の骨子

## 1 条例の目的

工場立地法上の緑地面積率等に関して、国の準則に代わって適用される当市の規定を設けます。

## 2 用語の定義

### ○緑地

樹木が生育する区画された土地(樹木地、低木地、芝生地、花壇等)又は建築物の屋上等(樹木、低木、芝生、花壇等で覆われた建築物の屋上等)

### ○環境施設

緑地及びこれに類する施設で、周辺地域の生活環境の保持に寄与するよう管理がなされているもの(緑地、噴水、屋内外運動施設、広場等)

### ○緑地面積率

敷地面積に対する緑地の面積の割合

### ○環境施設面積率

敷地面積に対する環境施設的面積の割合

### ○地域準則条例

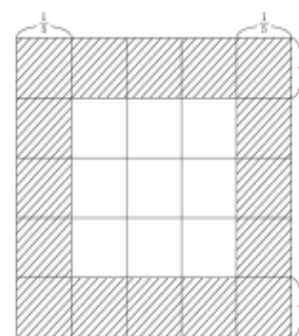
工場立地法に基づき自治体が制定する条例

### ○既存工場

工場立地法施行日(昭和49年6月28日)にすでに設置されている工場又は設置のための工事が行われている工場

### ○工場敷地内の周辺部

敷地の境界線から対面する境界線までの距離の5分の1だけ内側に入った部分(上図のとおりです)



工場敷地内の周辺部の範囲

## 3 条例制定の背景

### (1) 工場立地法の概要

工場の立地が、周辺地域の生活環境との調和を図りながら適正に行われることを目的に、一定規模以上の工場が設置するべき緑地及び環境施設について定めている法律です。

#### ●規制の対象

敷地面積 9,000 m<sup>2</sup>以上又は建築面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の製造業等にかかる工場

#### ●規制の内容

- ・緑地面積率及び環境施設面積率(以下「緑地面積率等」という。)は以下のとおり定められています。既存工場については、緩和措置があります。((2)参照)

環境施設面積率	うち緑地面積率
25%以上	20%以上

- ・工場と周辺地域の調和を保つ観点から、環境施設は15%以上を工場敷地内の周辺部に配置することが求められます。
- ・制定当初、緑地面積率等の規定は全国一律でありましたが、平成9年の法改正により都道府県と政令市が、平成24年の法改正によりすべての市が国の定める範囲内において、緑地面積率等を定めることが可能となりました。

【国の定める範囲】

	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
	住居の用に併せて商業等の用に供されている区域	住居の用に併せて工業の用に供されている区域(準工業地域)	主として工業等の用に供されている区域(工業地域、工業専用地域)	第一種区域、第二種区域及び第三種区域以外の区域
環境施設	25%超～ 35%以下	15%以上～ 30%以下	10%以上～ 25%未満	10%以上～ 30%以下
うち緑地	20%超～ 30%以下	10%以上～ 25%以下	5%以上～ 20%未満	5%以上～ 25%以下

(2) 本市における工場立地法の現状

- ・平成15年に三重県が、三重県内の市町村を対象とした地域準則条例を定めており、その規定に則り、本市においても工業地域及び工業専用地域内にある既存工場の緑地面積率等が緩和されています。

区域等の区分	環境施設面積率	うち緑地面積率
工業専用地域及び工業地域内にある既存工場	20%以上	15%以上
上記以外の工場	25%以上	20%以上

- ・本市における規制対象工場は112あり、用途区域ごとの内訳は以下のとおりです。

	工業専用地域	工業地域	準工業地域	市街化調整区域	その他の区域	計
既存工場	41	16	6	6	1	70
既存工場以外の工場	24	8	0	10	0	42
計	65	24	6	16	1	112

(3) 近隣の中核市以上の都市及び県内の状況

- ・東海地方では、名古屋市、岡崎市、豊田市、浜松市、岐阜市などが、市条例により市準則を定めています。
- ・三重県内では、平成30年に木曾岬町が地域準則条例を定めて、一定区域内の緑地面積率等を緩和しています。

地域準則条例を定めている東海4県の政令指定都市・中核市及び三重県内の状況

都 市	緑地面積率	環境施設面積率	区 域
名古屋市	10%以上	10%以上	工業・工業専用地域
豊橋市	15%以上	20%以上	工業専用地域等
岡崎市	5%以上	10%以上	工業・工業専用地域
豊田市	5%以上	10%以上	工業・工業専用地域等
静岡市	5%以上	10%以上	工業・工業専用地域
浜松市	5%以上	10%以上	工業・工業専用地域
岐阜市	5%以上	10%以上	工業地域
木曽岬町	5%以上	10%以上	工業地域・木曽岬干拓北部地区

#### 4 条例の概要

##### (1) 条例制定の考え方

- 市内企業の市外流出防止や再投資促進等の観点から、準則条例を定めている他都市より概ね環境に配慮しつつ、企業にとって設備投資がしやすい環境整備に向け、新たな基準を設定します。
- 緑地面積及び環境施設面積の敷地面積に対する割合は、現在、既存工場を除いて市内全域一律となっているため、国の定める範囲や内容に基づき、以下のとおり用途地域の特性に応じた基準に変更します。
  - ・ 第3種区域に相当するエリア（工業専用地域・工業地域）は、工場の立地を誘導する地域であるため、環境に配慮しつつ企業の投資を促す基準とします。
  - ・ 第3種区域以外の区域に相当するエリア（住居地域・商業地域・準工業地域・用途の定めのない地域）は住居の立地が想定され、また市街化を抑制し環境を保全する地域であるため、特に周辺の環境に配慮した基準とします。
- 環境へ配慮する本市では、国の定める範囲を踏まえながらも、特に工場と工場周辺地域の生活環境との調和を重視することとし、現行規定により整備されている工場敷地内の周辺部の環境施設が維持される基準を設定します。

##### (2) 四日市市の市準則条例（案）の内容

適用区域		現行の緑地面積率	新たな緑地面積率
工業地域・工業専用地域	既存工場	15%以上 【20%以上】	10%以上 【15%以上】
	既存工場以外の工場	20%以上 【25%以上】	
準工業地域			20%以上 【25%以上】
住居・商業地域、その他地域		20%以上 【25%以上】	

【 】内の数値は、環境施設面積率。

## 5 今後のスケジュールについて

パブリックコメントの結果を踏まえ、最終の条例案を令和2年2月定例会に提出する予定です。